

特定区営住宅における定期使用許可に関する要綱

(令和2年9月15日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区営住宅条例（平成9年板橋区条例第40号。以下「条例」という。）第38条の2第2項に規定する定期使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第38条の2第1項の区長が別に定める条件)

第3条 条例第38条の2第1項に規定する区長が別に定める条件は、板橋区内に設置された児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設をいう。以下同じ。）への入所の措置を解除された者又は解除される者とする。

2 前項の条件に該当する使用予定者は、児童擁護施設の長から、当該使用予定者に係る当該児童養護施設の在籍期間の証明を得て、区長に提出するものとする。

(定期使用許可する特定区営住宅の規格等)

第4条 条例第38条の2第2項に規定する定期使用許可する特定区営住宅の規格は、東京都板橋区営住宅条例施行規則（平成10年板橋区規則第34号）第2条の16第1号に掲げる単身世帯向け特定区営住宅に定める規格とする。

2 区長は、前項の特定区営住宅の戸数を予め定めるものとする。

(使用予定者の決定)

第5条 区長は、使用申込者の数が、前条第2項の規定により定められた特定区営住宅の戸数を超える場合においては、抽選により使用予定者を決定する。

2 前項の抽選は、公開して行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。